

整理番号	
------	--

## 借家人に対する補償額算定書

補償額 (A) + (B) + (C) 《+ (D)》

¥ \_\_\_\_\_

住所		氏名	
----	--	----	--

標準家賃	①	1㎡当たり標準家賃	②	建物の使用面積	③ (①×②)	標準家賃(月額)	摘要	
	当該地域に照応する賃貸事例がない場合	④使用面積×補正率		④<⑤		④>⑤		③・⑥・⑦
		⑤地域内最小面積		⑥(①×④) 標準家賃(月額)		⑦(①×⑤) 標準家賃(月額)		認定標準家賃(月額)

権利金等一時金相当額	返還されないことと約定されている一時金	①	認定標準家賃(月額)	②	月数	①×②	補償額(A)	摘要
返還されることと約定されている一時金	④	認定標準家賃(月額)	⑤	月数	⑥	従前貸主からの返還見込額	⑦	運用益損失率
								{(④×⑤)-⑥}×⑦
								補償額(B)

家賃差補償額	①	認定標準家賃(月額)	②	現在家賃(月額)	①-②=③	家賃差額	④	月数	⑤	補償年数	③×④×⑤	補償額(C)
	摘要											

消費税相当額	返還されない一時金(A)	返還される一時金(B)※2	家賃差補償額(C)	小計(A)+(C)	消費税率(a)	補償額(D) ((A)+(C))×(a) ※1、3
		—				

※1 住宅用以外は消費税等の課税対象であるため、消費税等課税対象額を計上する。  
 ※2 返還されない一時金(礼金、権利金等)は、消費税等課税対象となるが、返還される一時金(敷金等)は消費税等課税対象ではない。  
 ※3 補償の要否は「埼玉県公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」の別添-5、-6の判定フローを参照すること。